

「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議」 次第

〔平成28年12月16日（金） 23:00～
テレビ会議室〕

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 道内での高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生について
(資料1)

(2) 防疫措置に向けた対応状況について (資料2)

(3) 知事と農林水産省細田政務官との面談時の細田政務官の発言要旨
(資料3)

(4) その他

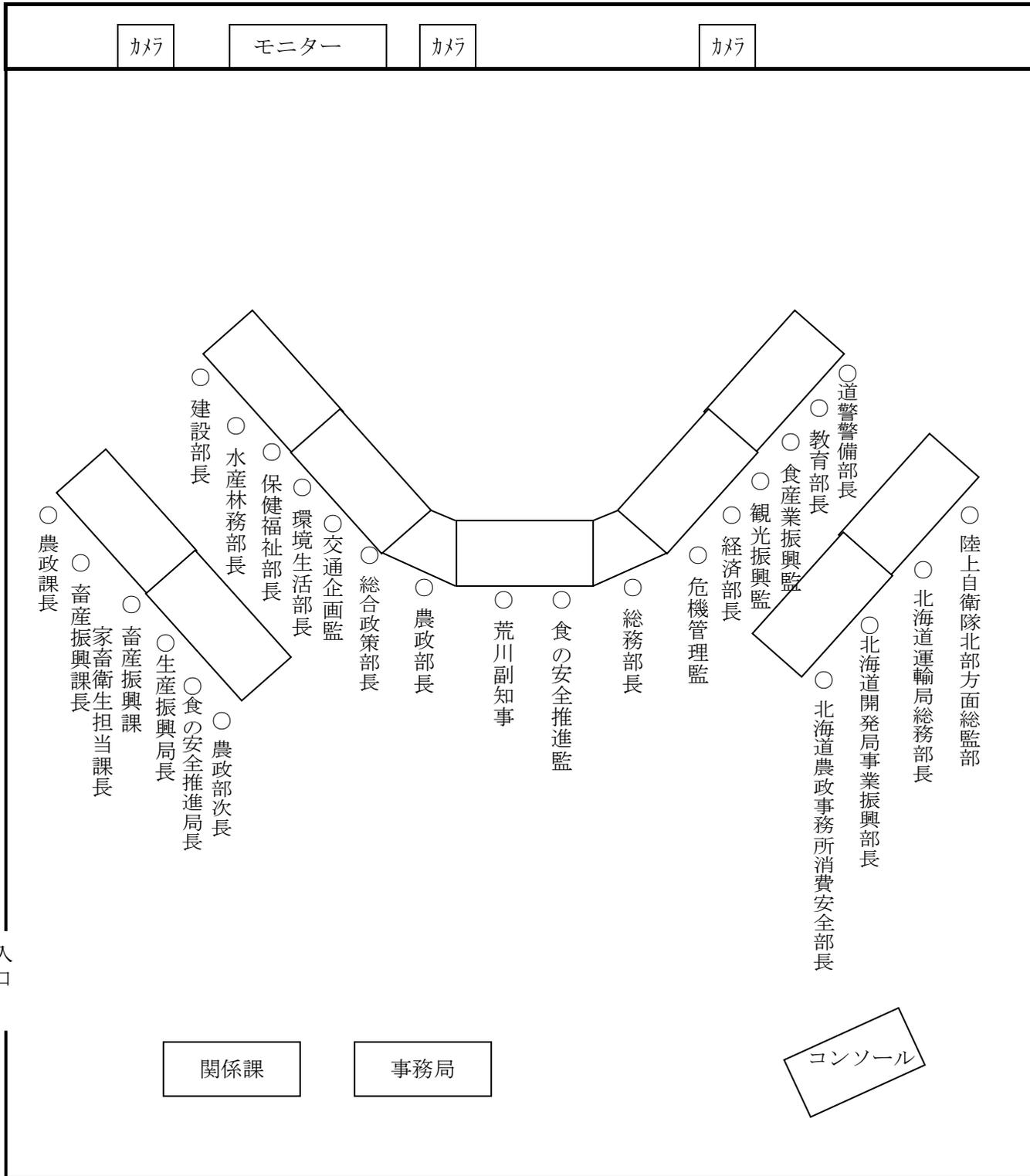
○ 「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部」設置要領 (資料4)

○ 知事指示事項

4 閉 会

北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
平成28年12月16日(金)23:00~23:30



道内での高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生について

平成28年12月16日(金)

本日(16日)、十勝管内清水町の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生し、遺伝子検査によりH5亜型鳥インフルエンザ陽性を確認。概要は次のとおり。

1 場 所 十勝管内 清水町

2 飼養羽数 採卵鶏 約21万羽

3 発生状況

- ・ 10時00分：養鶏場から、1鶏舎で、約30羽が死亡しているのを発見した旨、十勝家畜保健衛生所に通報があった
- ・ 11時30分：十勝家畜保健衛生所が立入検査を実施
- ・ 14時30分：簡易検査で陽性を確認
- ・ 22時30分：遺伝子検査で陽性を確認

4 周辺農場(100羽以上)

- ・ 半径3km以内：1戸 約12,000羽
- ・ 3～10km以内：6戸 約180,000羽

防疫措置に向けた対応状況について

平成 28 年 12 月 16 日

1 対策本部の設置

- ・ 本 庁：12月16日 23時設置
- ・ 振興局：12月17日 0時設置

2 発生農場の措置

- ・ 家畜防疫員 2 名が農場の消毒を実施中
- ・ 17日10時から殺処分を開始予定（現段階で700人程度の体制を想定）
〔 振興局、市町村等から300名程度を確保済み
不足人員については、自衛隊に派遣を要請する予定 〕

3 制限区域内農場への対応

- ・ 移動制限区域（3km）1戸に対して、家きん等の移動を禁止
（24時間以内に臨床検査、ウィルス検査等を実施）
- ・ 搬出制限区域（3～10km）6戸に対して、家きん等の搬出を禁止

4 消毒ポイントの設定

- ・ 発生農場周辺の感染拡大を防止するため、発生農場周辺、半径3km及び10km地点付近に消毒ポイントを設置予定

5 防疫資材の確保

- ・ 殺処分等に使用する防護服、消毒薬等については、全道家畜保健衛生所の備蓄する資材を搬送して使用
- ・ 不足分については、随時追加購入するとともに、国等が保管する資材の提供を要請

6 情報提供等

- ・ 道民、生産者、市町村、関係団体等に対して、防疫対応状況に関する情報を提供するとともに、発生予防の注意喚起を強化
- ・ 風評被害を防ぐため、正しい情報を道民に提供

高病原性鳥インフルエンザの対応

資料2-2

発生農場の防疫

通行制限



- 発生農場周辺の通行制限又は遮断
- 通行車両は消毒を徹底

家きんの殺処分



- 病性決定後、全ての家きんを原則24時間以内に殺処分

埋却



- 処分した家きんを原則72時間以内に埋却

消毒（1回目）



農場防疫措置完了

※ 1週間後

消毒（2回目）

※ 1週間後

消毒（3回目）

制限区域の防疫

移動制限区域等の設定



- 移動制限区域
 - ・ 家きん等の移動を禁止
- 搬出制限区域
 - ・ 家きん等の当該区域からの搬出を禁止

消毒ポイントの設置



- 発生農場から3km及び10km地点に設置

発生状況確認検査



- 発生後24時間以内に移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施

※ 発生農場防疫措置完了後、10日経過後

清浄性確認検査

- 移動制限区域内農場における臨床検査、ウイルス分離検査、血液抗体検査

※ 清浄性確認検査陰性

搬出制限区域（3～10km）解除

※ 発生農場の防疫措置完了後21日経過

防疫措置終了（移動制限区域（3km）解除）

鳥インフルエンザに関する正しい知識を持ちましょう

根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて
冷静に対応してください。

Q. 鳥から人に感染しないの？

A. 感染しません。

※ 感染した鳥との濃厚な接触など特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。

死んだ鳥に触らないことや鳥の排せつ物等に触れた後には、手洗い、うがいを行っていただければ、過度に心配する必要はありません。

Q. 鶏肉や鶏卵を食べて、感染しないの？

A. 感染しません。

※ 国では、鳥インフルエンザは肉や卵を食べることによって人に感染する可能性はないとしております。

そもそも、感染した鶏肉が市場に出回ることはありません。

<お問い合わせ>

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課（電話：011-204-5205）

くらし安全局消費者安全課（電話：011-204-5212）

農政部生産振興局畜産振興課（電話：011-204-5439）

知事と農林水産省細田政務官との面談時の 細田政務官の発言要旨

日時：平成28年12月16日（金）20時～

場所：農林水産省細田政務官室

- 農水省としては、18時から対策本部を開催致し、大臣から、初動が大切なので迅速に全力をあげて対処することと、北海道としても万全の支援体制について、私の方から知事に説明するように指示を受けている。
- 農水省には、何でもおっしゃっていただければ、できることは120%させていただく。
- とにかく迅速に対応して押さえ込むことが大切。国が、最終的には地方交付税措置できちんと財政支援をさせていただくので、予算を気にせず対応してほしい。
- 農家さんの心は折れてしまうことが心配。個別農家に対する補償をさせていただくので、ぜひ、前向きに関係者に伝えていただきたい。
- 陽性となった場合には、防疫の専門チームを派遣して感染経路について、しっかりと調査をさせていただくので、ご安心されたい。道の方でも個別の養鶏農家に注意喚起をして、防疫措置の徹底を指導されたい。特に野生動物の侵入を防ぐことが重要。
- 鳥インフルエンザは人にうつらないので、それについては、強調して発信していただきたい。

北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要領

1 趣 旨

畜産業はもとより他産業や道民の生活に大きな影響を与えることが懸念される高病原性鳥インフルエンザが道内において発生したことから、関係各部署が互いに連携して本病の対策を円滑に推進することを目的に「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置する。

2 組 織

- (1) 対策本部の構成員は、別表 1 のとおりとする。
- (2) なお、対策本部の事務を円滑にすすめるため、対策本部の下に幹事会を設置する。幹事会の構成員は別表 2 のとおりとする。

3 会議の招集

- (1) 対策本部は、本部長が召集する。
- (2) 幹事会は、幹事長が招集する。

4 協議事項

対策本部は各部等が行う次に掲げる基本的な事項について協議する。

- (1) 北海道高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に関すること
- (2) 関係部署等との連絡・調整に関すること
- (3) 道民及び発生農場関係者、防疫担当者の健康維持対策に関すること
- (4) 鶏肉・鶏卵の関連対策に関すること
- (5) 畜産物の流通・加工、観光等関係事業対策に関すること
- (6) 野鳥及び愛玩鳥対策に関すること
- (7) 情報の収集に関すること
- (8) 広報に関すること
- (9) その他必要な事項

5 庶 務

対策本部及び幹事会の庶務は、農政部農政課において処理する。

6 雑 則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は平成28年12月16日から施行する。

別 表 1

「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部」構成員

区 分	所 属	職 名
本 部 長		知 事
副 本 部 長		副 知 事 〔 農業の振興に関する事務 を所掌する者 〕
構 成 員	総 務 部	部 長
		危 機 管 理 監
	総 合 政 策 部	部 長
		交 通 企 画 監
	環 境 生 活 部	部 長
	保 健 福 祉 部	部 長
	経 済 部	部 長
		観 光 振 興 監
		食 産 業 振 興 監
	農 政 部	部 長
		食の安全推進監
	水 産 林 務 部	部 長
	建 設 部	部 長
	教 育 庁	教 育 部 長
北海道警察本部	警 備 部 長	
オブザーバー	北海道農政事務所	消 費 安 全 部 長
	北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長
	北 海 道 運 輸 局	総 務 部 長

別表 2

「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部幹事会」構成員

部等名	局課(室)名		職名	備考
総務部	総務課		課長	
	法務・法人局	学事課	課長	
	危機対策局	危機対策課	課長	
総合政策部	総務課		課長	
	知事室	広報広聴課	課長	
	政策局		参事	
	交通政策局	交通企画課	課長	
環境生活部	環境局		生物多様性・エゾシカ対策担当局長	
		環境政策課	環境保全担当課長	
			水道担当課長	
		循環型社会推進課	廃棄物担当課長	
		生物多様性保全課	動物管理担当課長	
		総務課	課長	
保健福祉部	くらし安全局	消費者安全課	課長	
	総務課		政策調整担当課長	
	健康安全局	地域保健課	課長	
		食品衛生課	課長	
経済部	総務課		課長	
	食関連産業室		参事	
	経済企業局	国際経済室	参事	
	観光局		参事	
	地域経済局	中小企業課	金融担当課長	
水産林務部	総務課		課長	
	水産局	水産振興課	課長	
建設部	建設政策局		建設政策課	政策調整担当課長
			維持管理防災課	管理担当課長
教育庁	総務政策局	総務課	課長	
	学校教育局	高校教育課		課長
		義務教育課		課長
		特別支援教育課		課長
		健康・体育課		課長
道警本部	警備部	警備課	課長	
農政部			食の安全推進監	幹事長
			次長	副幹事長
	食の安全推進局		局長	副幹事長
		食品政策課	課長	
	生産振興局		局長	副幹事長
		技術普及課	課長	
		畜産振興課	課長	
			家畜衛生担当課長	
	農政課		課長	
	農業経営局	農業経営課	課長	
オブザーバー	北海道農政事務所消費安全部安全管理課		課長	
	北海道開発局事業振興部防災課		防災企画官	
	北海道運輸局総務部		安全防災・危機管理調整官	

知事指示事項

(高病原性鳥インフルエンザの発生について)

本日、清水町の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

感染が広まれば、畜産業はもとより、関連産業や道民生活に大きな影響が及ぶこととなります。

発生農場を中心とした防疫措置はもとより、全道の養鶏場や施設での異常の確認、さらには、道民の皆様への正確な情報の提供など、関係機関との密接な連携のもと、感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるため、強い危機意識を共有し、総力を挙げて取り組んでください。

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本日確認された北海道における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

1. 概要

本日確認された北海道における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

今後、NA亜型について動物衛生研究部門（注）において検査を実施します。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

2. その他

- （1）当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。
- （2）我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- （3）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- （4）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課
担当者：横澤、鈴木
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385